リョーサン菱洋
RYOYO RYOSAN HOLDINGS

第1回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時 午前９時受付開始

開催場所

東京都中央区銀座五丁目15番８号
時事通信ホール（時事通信ビル２階）

議　案

第１号議案 剰余金処分の件
第２号議案 定款一部変更の件
第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
第４号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第５号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第６号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目　次

ご挨拶	1
第１回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
事業報告	23
連結計算書類	45
計算書類	48
監査報告	51

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利でございます。もし、ご来場いただくことができない場合にも、書面又はインターネット等による議決権行使ができますので、積極的なご利用をお願い申しあげます。

リョーサン菱洋ホールディングス株式会社
証券コード：167A

ご挨拶

リョーサン菱洋グループ発足から２年目、シナジー具体化に向けて取り組みを加速

代表取締役社長執行役員　中村 守孝 (左)
代表取締役副社長執行役員　稲葉 和彦 (右)

第１回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申しあげます。

当社は、リョーサンと菱洋エレクトロの経営統合によって2024年4月1日に設立し、このたび、第１期の株主総会を開催する運びとなりました。

近年、エレクトロニクス業界を取り巻く環境は大きく変化していますが、当社グループといたしましては、グループビジョンである「お客様のニーズにお応えし 社会に必要とされる企業になる」ため、早期の事業会社の統合も視野に両社の有する経営資源を集中させ、お客様の事業の成功、そして、エンドユーザー様のお困りごとの解決に貢献することを目指し、グループ一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りたく、何卒よろしくお願いいたします。

2025年６月

ビジョン

お客様のニーズにお応えし
社会に必要とされる企業になる

行動指針

貢献・協働・賞賛

会社概要

会社名	リョーサン菱洋ホールディングス株式会社
設立	2024年4月1日
資本金	150億円
決算期	3月31日
上場市場	東京証券取引所プライム市場（証券コード：167A）
本店所在地	東京都千代田区東神田二丁目3番5号
本社所在地	東京都中央区築地一丁目12番22号
代表者	代表取締役社長執行役員　中村 守孝 代表取締役副社長執行役員　稲葉 和彦
事業内容	デバイス・ＩＴ製品の仕入・販売等を行う会社の経営管理、これらの付帯・関連業務
従業員数	連結：1,649名（2025年3月末時点）
主要子会社	株式会社リョーサン 菱洋エレクトロ株式会社

株主各位

証券コード 167A
2025年６月11日
（電子提供措置の開始日 2025年６月３日）

東京都千代田区東神田二丁目３番５号
リョーサン菱洋ホールディングス株式会社
代表取締役社長執行役員　中村 守孝

第１回定時株主総会 招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第１回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第１回 定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト　https://www.rr-hds.co.jp/ir/stock/shareholders-meeting/

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「リョーサン菱洋ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「１６７Ａ」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年６月25日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時

2025年 6 月26日（木曜日）午前10時（午前９時受付開始）

2 場　　所

東京都中央区銀座五丁目15番８号

時事通信ホール（時事通信ビル２階）

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3 目的事項

報告事項

1. 第１期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）
   事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第１期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）
   計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4 議決権行使についてのご案内

５頁に記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、会場の席数には限りがあり、満席の場合、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
●本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第２項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
①連結計算書類の「連結注記表」
②計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
●電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

※当日ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。何卒、株主の皆様にはご理解賜りますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2025年 6 月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年 6 月25日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2025年 6 月25日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

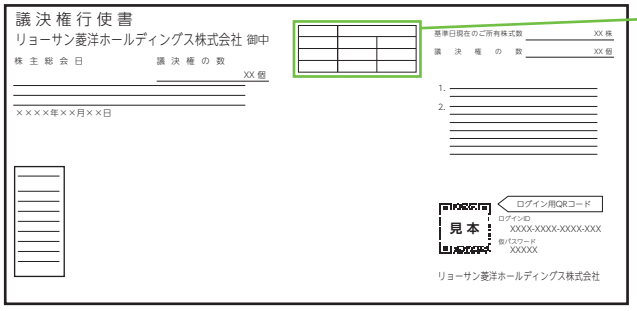

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・4・5・6号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。
(2) 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合には、インターネット等により行使された内容を、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 **議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。**

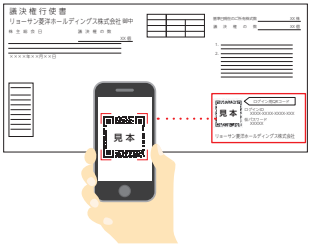

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 **以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。**

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 **議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。**

2 **議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。**

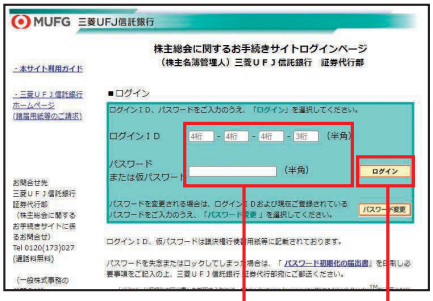

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 **以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。**

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第１期の期末配当につきましては、以下の「利益配分に関する基本方針」に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金 **70円** 配当総額 **2,804,630,430円** なお、中間配当金として１株につき金70円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株につき金140円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年６月27日

ご参考　利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への還元について、「中長期的な株価の維持・向上」と「安定的な配当」を通じて実施することを基本方針としており、配当につきましては、財政状態や配当性向、配当利回り等を総合的に勘案した上で決定いたします。

なお、当社の剰余金の配当は、中間及び期末の年２回の実施を基本的な方針としており、これら剰余金の配当等の決定機関は、中間及び期末配当ともに取締役会で決議できる旨を定款に定めておりますが、当期の期末配当につきましては、株主総会を決定機関としております。

第２号議案

定款一部変更の件

１．変更の理由

経営環境の変化に伴う事業の多様化に対応するために、事業の目的に関する規定（定款第２条）を変更するものであります。その他、目的事項の変更に伴い同条文の号番号を繰下げるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	**第１章　総　則**
第２条（目的）	**第２条（目的）**
当会社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること及び次の事業を営むことを目的とする。	当会社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること及び次の事業を営むことを目的とする。
（１）～（５）　（条文省略）	（１）～（５）　（現行どおり）
（新　設）	（６）ガス（高圧ガス、液化ガスを含む）の製造及び販売並びにこれらの生産供給設備、容器及び器具の製造、販売、賃貸及びリース
（６）～（９）　（条文省略）	（７）～（10）　（現行どおり）
（10）第１号から第５号に関連する機器の設置工事及び保守	（11）第１号から第６号に関連する機器の設置工事及び保守
（11）第１号から第５号に関連する企画、調査、研究、開発及び設計	（12）第１号から第６号に関連する企画、調査、研究、開発及び設計
（12）第１号から第５号に関連する特許権、商標権、意匠権、著作権及びノウハウその他の知的財産権の取得、管理、利用許諾及び譲渡	（13）第１号から第６号に関連する特許権、商標権、意匠権、著作権及びノウハウその他の知的財産権の取得、管理、利用許諾及び譲渡
（13）～（17）　（条文省略）	（14）～（18）　（現行どおり）

第３号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（８名）が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会で慎重に検討を行った結果、監査等委員会は本議案で提案されている取締役候補者は妥当であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	候補者属性	現在の当社における地位	取締役会出席状況（2024年度）
1	中村 守孝（なかむら もりたか）	再任	代表取締役社長執行役員	14/14回 100%
2	稲葉 和彦（いなば かずひこ）	再任	代表取締役副社長執行役員	14/14回 100%
3	遠藤 俊哉（えんどう しゅんや）	再任	取締役常務執行役員	14/14回 100%
4	髙橋 則彦（たかはし のりひこ）	再任	取締役常務執行役員	14/14回 100%
5	佐野 修（さの おさむ）	新任	―	―
6	髙田 信哉（たかだ しんや）	再任 社外 独立	社外取締役 取締役会議長	14/14回 100%
7	川辺 春義（かわべ はるよし）	再任 社外 独立	社外取締役	14/14回 100%
8	金子 好久（かねこ よしひさ）	新任 社外 独立	―	―

再任　再任取締役候補者　新任　新任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員

ご参考

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者のスキルマトリックス

	当社が取締役候補者に特に期待する分野							
	企業経営	営業・マーケティング	グローバルビジネス	技術	IT/DX	人材開発・人材マネジメント	財務・会計	法務・リスクマネジメント
	●	●			●	●	●	
	●	●						
		●	●					
	●						●	●
				●	●			
	●	●			●	●		●
	●				●			
	●	●						●

※記載内容は各対象者に特に期待するスキル及び専門性であり、各対象者の有する全てのスキル・専門的知見を表すものではありません。

候補者番号 1

中村守孝（なかむらもりたか）

（1959年９月７日生）

所有する当社の株式数	55,600株
取締役在任年数	１年２ヵ月
取締役会出席状況	14/14回

再 任

略歴、当社における地位及び担当

1984年 ４月	株式会社伊勢丹（現株式会社三越伊勢丹）入社
2011年 ４月	株式会社三越伊勢丹 取締役執行役員経営企画部長
2012年 ４月	株式会社三越伊勢丹ホールディングス 執行役員人事部長
2016年 ４月	同社 常務執行役員情報戦略本部長
2017年 ５月	菱洋エレクトロ株式会社 入社 特別顧問
2018年 ４月	同社 代表取締役社長
2021年 ２月	同社 代表取締役社長執行役員（現任）
2024年 ４月	当社 代表取締役社長執行役員企画本部長（現任）

重要な兼職の状況

菱洋エレクトロ株式会社 代表取締役社長執行役員

取締役候補者とした理由

中村守孝氏は、これまでのキャリアで、経営企画・営業企画・人事・情報戦略業務に従事し、また、取締役として経営に参画するなかで豊富な経験・知識・人脈を有しております。当社代表取締役社長執行役員就任後も、それらの経験等を活かし、強いリーダーシップをもってグループ統合と経営改革を進めてまいりました。以上により、グループ全体の企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 2

稲葉和彦（いなばかずひこ）

（1967年６月14日生）

所有する当社の株式数	21,051株
取締役在任年数	１年２ヵ月
取締役会出席状況	14/14回

再 任

略歴、当社における地位及び担当

1990年 ４月	株式会社リョーサン 入社
2013年 ７月	同社 第二販売部長
2017年 ６月	同社 執行役員電子部品事業本部長
2019年 ６月	同社 取締役上席執行役員電子部品事業本部長
2020年 ２月	同社 代表取締役社長執行役員兼企画本部長兼電子部品事業本部長
2020年 ６月	同社 代表取締役社長執行役員兼電子部品事業本部長
2021年 ６月	同社 代表取締役社長執行役員（現任）
2024年 ４月	当社 代表取締役副社長執行役員企画本部副本部長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社リョーサン 代表取締役社長執行役員

取締役候補者とした理由

稲葉和彦氏は、株式会社リョーサン入社後、大企業向け営業を担当する第二販売部長、執行役員電子部品事業本部長を経て、現在、同社代表取締役社長執行役員としてリーダーシップを発揮しております。当社代表取締役副社長執行役員就任後も、それらの営業実務及び事業戦略の構築と推進により培った豊富な経験と幅広い知見を活かし、グループ統合と経営改革を進めてまいりました。以上により、グループ全体の企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3

遠藤俊哉（えんどうしゅんや）

（1967年２月７日生）

所有する当社の株式数	6,992株
取締役在任年数	１年２ヵ月
取締役会出席状況	14/14回

再 任

略歴、当社における地位及び担当

1988年３月	株式会社リョーサン入社
2007年５月	同社 名古屋第一支店長
2013年11月	リョーサンタイランド社長
2016年６月	株式会社リョーサン執行役員 中部・東海営業本部長
2020年６月	同社 執行役員国内第一営業本部長
2021年６月	同社 取締役執行役員営業統括本部長兼国内第一営業本部長兼技術本部長
2024年４月	同社 取締役常務執行役員営業統括本部長兼第一ブロック長（現任）
	当社 取締役常務執行役員（現任）

重要な兼職の状況

株式会社リョーサン 取締役常務執行役員

取締役候補者とした理由

遠藤俊哉氏は、株式会社リョーサン入社後、名古屋第一支店長、リョーサンタイランド社長、執行役員中部・東海営業本部長、執行役員国内第一営業本部長を経て、現在、同社取締役常務執行役員営業統括本部長兼第一ブロック長として事業推進に貢献しております。当社取締役常務執行役員就任後も、海外事業を含めた事業全般についての豊富な知識と経験をもってグループ統合と経営改革を進めてまいりました。以上により、グループ全体の企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4

髙橋則彦（たかはしのりひこ）

（1962年９月20日生）

所有する当社の株式数	2,886株
取締役在任年数	１年２ヵ月
取締役会出席状況	14/14回

再 任

略歴、当社における地位及び担当

1987年４月	株式会社三菱銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
2015年10月	株式会社リョーサン出向 IR・広報室長
2016年６月	同社 経営戦略室長
2016年７月	同社 入社
2020年６月	同社 執行役員企画本部長兼経営企画室長
2021年６月	同社 執行役員企画本部長兼事業企画室長
2023年４月	同社 執行役員企画本部長
2024年４月	同社 取締役常務執行役員管理本部長（現任）
	当社 取締役常務執行役員管理本部長兼監査部管掌（現任）

重要な兼職の状況

株式会社リョーサン 取締役常務執行役員

取締役候補者とした理由

髙橋則彦氏は、金融機関在職時における国内外での経験及び実績に加え、株式会社リョーサン入社以来、経営企画・戦略部門においてマネジメントを経験し、現在、同社取締役常務執行役員管理本部長として業務管理の改善に貢献しております。当社取締役常務執行役員就任後も、経理、財務、経営戦略に関する高い専門知識と幅広い知見をもってグループ統合と経営改革を進めてまいりました。以上により、グループ全体の企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

佐野 修（さの おさむ）

(1963年4月2日生)

所有する当社の株式数	9,700株
取締役在任年数	—年
取締役会出席状況	— 回

新任

略歴、当社における地位及び担当

1985年 4 月	菱洋電機株式会社（現菱洋エレクトロ株式会社） 入社
2007年 8 月	同社 情報システム室長
2011年11月	同社 技術本部システム技術部長
2016年 2 月	同社 技術本部長
2018年 3 月	同社 技術戦略本部長
2019年 2 月	同社 執行役員技術戦略本部長
2021年 2 月	同社 常務執行役員技術戦略本部管掌、技術戦略本部長
2022年 4 月	同社 取締役常務執行役員技術戦略本部管掌、技術戦略本部長
2025年 4 月	同社 取締役常務執行役員技術本部長（現任）

重要な兼職の状況

菱洋エレクトロ株式会社 取締役常務執行役員

取締役候補者とした理由

佐野修氏は、菱洋電機株式会社（現菱洋エレクトロ株式会社）入社後、長年にわたり同社の技術部門の要職を歴任し、技術･IT戦略全般に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。以上により、グループ全体の企業価値向上を実現させるために適切な人材と判断したため、新たに当社の取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 6

髙田信哉（たかだ しんや）

(1952年1月8日生)

所有する当社の株式数	0株
社外取締役在任年数	1年2ヵ月
取締役会出席状況	14/14回

再任 社外 独立

略歴、当社における地位及び担当

1975年 4 月	株式会社伊勢丹（現株式会社三越伊勢丹）入社
1995年 2 月	同社 営業本部営業政策部長
2002年 6 月	同社 執行役員経営企画部総合企画担当
2008年 4 月	株式会社三越伊勢丹ホールディングス 取締役専務執行役員経営戦略本部長
2010年 1 月	同社 代表取締役専務執行役員経営戦略本部長
2012年 6 月	同社 常勤監査役
2017年 6 月	株式会社ショーワ（現Astemo株式会社）社外取締役（監査等委員）
2020年 4 月	菱洋エレクトロ株式会社 社外取締役
2022年 4 月	同社 社外取締役取締役会議長
2024年 4 月	当社 社外取締役取締役会議長（現任）

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

髙田信哉氏は、前職において、主に経営企画・戦略分野を歴任しながら経営に携わった経験を有しており、当社社外取締役就任後もその経験を活かし、公正かつ客観的な助言を行ってまいりました。以上により、グループ全体のガバナンスの強化及び企業価値の向上を実現させるという役割を期待して、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 7

川辺 春義（かわべ はるよし）

(1956年2月13日生)

所有する当社の株式数	0株
社外取締役在任年数	1年2ヵ月
取締役会出席状況	14/14回

再任　社外　独立

略歴、当社における地位及び担当

1977年10月　株式会社マネジメントワーク 入社
1988年12月　テーエスデー株式会社 入社
1993年 4月　株式会社ニュートラル 専務取締役
1996年 4月　同社 代表取締役社長
2010年10月　株式会社インターマインド 代表取締役
2011年10月　クラウドランド株式会社 取締役
2015年 9月　株式会社サイバーリンクス 執行役員
2022年 1月　同社 顧問（現任）
2022年 6月　株式会社リョーサン 社外取締役
2024年 4月　当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社サイバーリンクス 顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

川辺春義氏は、長年に亘りITサービス業界において経営に携わり、当社社外取締役就任後も、起業家及び経営者としての豊富な経験や幅広い知見を活かし、経営の透明性・公正性の向上を図るための監督及び経営に関する有効な助言を行ってまいりました。以上により、グループ全体のガバナンスの強化及び企業価値の向上を実現させるという役割を期待して、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 8

金子 好久（かねこ よしひさ）

(1963年7月27日生)

所有する当社の株式数	0株
社外取締役在任年数	―年
取締役会出席状況	―回

新任　社外　独立

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月　大和証券株式会社 入社
2008年 4月　株式会社大和証券グループ本社 広報部長
2013年 4月　同社 執行役員広報副担当、大和証券株式会社 執行役員
2014年 4月　同社 執行役員広報担当、大和証券株式会社 執行役員
2016年 4月　同社 常務執行役員広報担当、大和証券株式会社 常務執行役員
2017年 4月　大和証券株式会社 常務執行役員事業法人担当兼企業公開担当長
2021年 4月　同社 専務取締役企業公開担当
2022年 4月　株式会社大和ファンド・コンサルティング 代表取締役社長

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

金子好久氏は、証券会社において、営業、投資銀行業務、広報を経て、事業法人部門のトップとして多くの企業支援に携わっており、資本政策をはじめとした豊富な経験や幅広い知見を有しております。以上により、グループ全体のガバナンスの強化及び企業価値の向上を実現させるという役割を期待して、新たに当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の2024年度における取締役会出席状況には、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議は除いております。
3. 髙田信哉氏、川辺春義氏及び金子好久氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、定款第26条の規定に基づき、髙田信哉氏及び川辺春義氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しております。以上両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
また、当社は、金子好久氏が社外取締役に選任された場合には、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
会社法第427条第１項の規定に基づいて、社外取締役が当社の社外取締役としてその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合において、社外取締役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負うものとし、当社はその損害賠償責任を超える部分を免責する。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の36頁に記載のとおりであります。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新をする予定であります。
6. 当社は髙田信哉氏及び川辺春義氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。以上両氏の再任が承認された場合、当社は、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、金子好久氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に選任された場合には、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

ご参考

社外取締役選任基準

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社に対する十分な独立性を有していないものとみなします。

①現在及び過去において当社及び当社の子会社の業務執行者（※1）であった者
②当社を主要な取引先（※2）とする者又はその業務執行者
③当社の主要な取引先又はその業務執行者
④当社の主要な株主（※3）又はその業務執行者
⑤当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（過去3年間平均にて年間1,000 万円以上の額）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
⑥当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（過去3年間平均にて当該団体の連結売上高又は総収入の2％以上の額）を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
⑦過去1年において前②、③、⑤又は⑥に掲げる者に該当していた者
⑧次の(i)から(v)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
(i) 前②、③、⑤、⑥及び⑦に掲げる者
(ii) 当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合に限る。）
(iii) 当社の子会社の業務執行者
(iv) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（監査等委員である社外取締役監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合に限る。）
(v) 最近において前（ⅱ）～（ⅳ）又は当社の業務執行者(監査等委員である社外取締役監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

※1.「業務執行者」とは、会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する者をいいます。
※2.「主要な取引先」とは、当社グループ直近事業年度における連結売上高の2%以上の取引実績を持つ取引先を指します。
※3.「主要な株主」とは、直接又は間接に当社の10%以上の議決権を保有する者をいいます。

第４号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、当社定款「第7章 附則」第35条第1号において、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の総額を年額900百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。また、うち社外取締役分は年額100百万円以内）とすることを定めております。もっとも、当社定款「第7章 附則」の定めは本株主総会終結の時をもって削除されることから、改めて、本株主総会終結後の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額につきまして、ご承認をお願いいたします。

本議案では、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額のうち金銭で支給するものについて、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き年額900百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。また、うち社外取締役分は年額100百万円以内）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、第６号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」をご承認いただいた場合における、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式交付のために支給する金銭報酬債権の総額である年額200百万円以内は、本議案に基づく報酬枠とは別枠です。

各取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会において決定することといたします。

本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役3名）ですが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名（うち社外取締役３名）となります。

当社は2024年4月1日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方

針を定めており、その概要は事業報告36頁に記載のとおりであります。本議案は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本議案については、手続の公正・透明性を確保するため、委員の過半数を独立社外取締役とする指名報酬委員会の審議・答申を経ております。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

第５号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、当社定款「第7章 附則」第35条第2号において、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の総額を年額200百万円以内とすることを定めております。もっとも、当社定款「第7章 附則」の定めは本株主総会終結の時をもって削除されることから、改めて、本株主総会終結後の当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につきまして、ご承認をお願いいたします。

本議案では、監査等委員である取締役の報酬額のうち金銭で支給するものについて、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き年額200百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

各取締役への具体的な支給時期及び配分については、監査等委員である取締役の協議により決定することといたします。
本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

なお、現在の監査等委員である取締役は４名（うち社外取締役3名）です。

本議案については、手続の公正・透明性を確保するため、委員の過半数を独立社外取締役とする指名報酬委員会の審議・答申を経ております。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

第６号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、当社定款「第7章 附則」第35条第3号において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下、報酬の対象となる取締役を「対象取締役」といいます。）に対する株式報酬等に関し、当社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間の報酬制度として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、金銭報酬枠とは別枠で年額200百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、同制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20万株以内とすること、及び、譲渡制限期間を、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすることを定めております。もっとも、当社定款「第7章 附則」の定めは本株主総会終結の時をもって削除されることから、改めて、対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、以下のとおりの譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入するものとし、第４号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております報酬等の額とは別枠として、当社の対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額200百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬委員会の審議を経たうえで取締役会において決定することといたします。

本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされ、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役3名）ですが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名（うち社外取締役３名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全

部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年20万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本割当株式」といいます。）。

(1)　対象取締役は、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)　対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)の地位を喪失した場合には、当社は、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(3)　上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、当該喪失の直後をもって、対象取締役が保有する本割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除するものとする。

(4)　当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当該本割当株式の全部を当然に無償で取得する。ただし、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株

式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合であって、当該組織再編等において、当社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式（譲渡制限付株式となるものに限る。）を交付するときは、この限りでない。

(5)　上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、割当日から当該組織再編等の承認日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。その場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。ただし、当該組織再編等において、当社以外の当該組織再編等に係る法人が、対象取締役に対して、当該法人の株式（譲渡制限付株式となるものに限る。）を交付するときは、この限りでない。

(6)　本割当株式に関するその他の事項は、当社の取締役会において定める。

なお、当社は2024年4月1日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告36頁に記載のとおりであります。本議案は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微です。また、本議案については、手続の公正・透明性を確保するため、委員の過半数を独立社外取締役とする指名報酬委員会の審議・答申を経ております。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

（ご参考）
当社は、当社の執行役員並びに当社完全子会社の取締役及び執行役員等に対しても、改めて本制度と同様の譲渡制限付株式付与制度を導入する予定であります。

以　上

事業報告（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

1 企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当社は、2024年４月１日に共同株式移転の方法により株式会社リョーサン、菱洋エレクトロ株式会社の共同持株会社として設立されました。当連結会計年度が第１期となるため、前期実績はありません。

当連結会計年度（2024年４月１日～2025年３月31日）における世界経済は、米国の金融引き締め継続や中国経済の伸び悩み、地政学リスクの高まりによる供給網の混乱などが重なり、不透明感が強い１年となりました。

国内経済は、緩やかな回復が続いたものの、インフレと円安による輸入コストの上昇が企業収益を圧迫したほか、個人消費にも影響し、金融政策の正常化を模索する動きもみられました。

当社グループが属するエレクトロニクス業界に関しては、生産調整局面や中国市場低迷の影響が長期化している自動車や産業機器向けをはじめ、デバイス分野は全体的に厳しい事業環境となりました。一方、ＩＴ分野においては、生成ＡＩの急速な進展に伴うデータ解析・処理に対する注目が一層高まったほか、企業のＤＸ推進は引き続き活発な状況で推移いたしました。

このような状況の下、当連結会計年度における当社グループの売上高は3,598億11百万円、営業利益は85億42百万円、経常利益は71億33百万円となりました。また、特別利益として段階取得に係る差益及び投資有価証券売却益を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は93億87百万円となりました。

売上高	前期比
3,598億11百万円	－

経常利益	前期比
71億33百万円	－

営業利益	前期比
85億42百万円	－

親会社株主に帰属する当期純利益	前期比
93億87百万円	－

デバイス事業

当連結会計年度の概況

自動車やデジタル家電向け半導体の販売を中心に、売上高は2,595億73百万円、営業利益は44億80百万円となりました。

世界をリードするベンダーとの強固なリレーションのもと、あらゆる産業を支える幅広い製品ポートフォリオをご提供。さらには、電子回路と制御ソフトの設計から製造までを手掛け、当社独自のソリューションの展開にも注力しています。

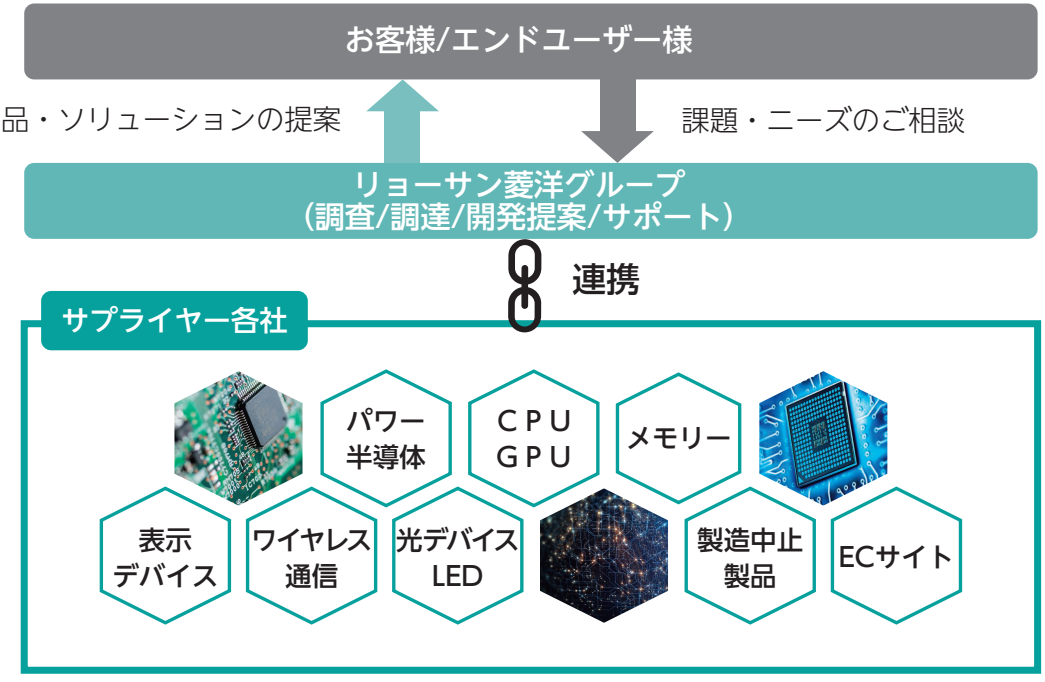

ソリューション事業

当連結会計年度の概況

サーバーや産業用PC等のシステム機器、蓄電システムやデバイス製造装置の販売を中心に、売上高は1,002億38百万円、営業利益は36億42百万円となりました。

サーバーやパソコン、ソフトウェアなどのＩＴ製品の販売に加え、コンサルティング、アプリケーション開発、設置・運用保守などのサービスを展開し、あらゆる産業分野におけるお客様の事業をご支援しています。

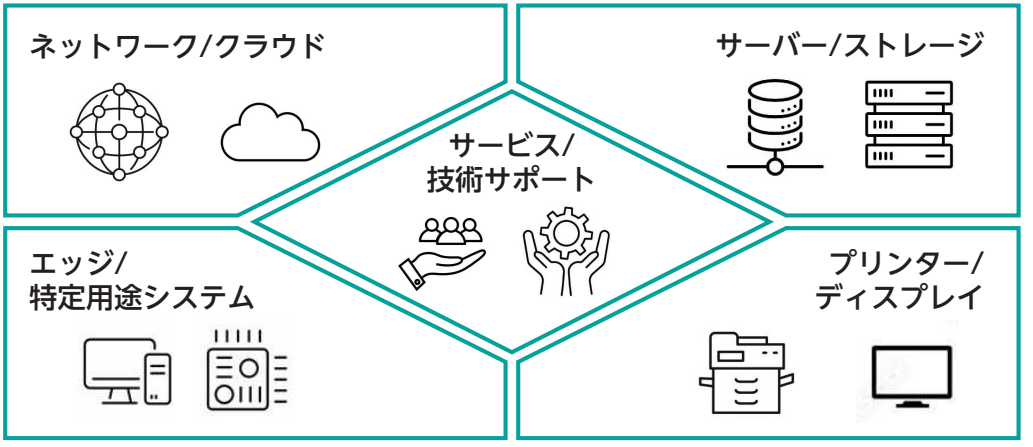

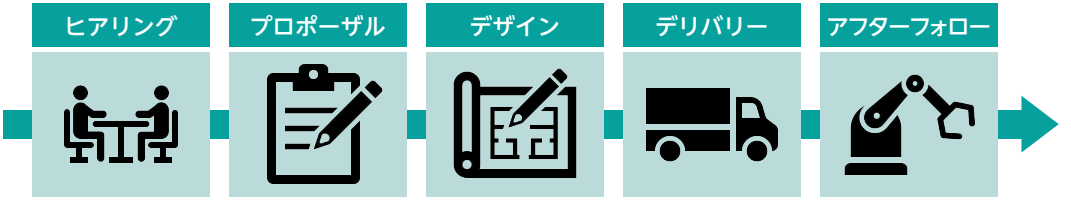

(2) 対処すべき課題

当社は、リョーサンと菱洋エレクトロの経営統合によって2024年4月1日に設立されました。
当社グループは、「デバイス事業」と「ソリューション事業」を展開するエレクトロニクス商社として、『お客様のニーズにお応えし 社会に必要とされる企業になる』をビジョンに掲げ、当社のお客様のものづくりと事業成長を支援させていただくことを通じて、その先のエンドユーザー様までの課題解決に貢献することを追求してまいります。

当社グループが属するエレクトロニクス業界は、ＡＩやＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）に対する注目、自動車の電動化や自動運転の進展に対する需要の高まりなどにより、今後の更なる成長が見込まれています。その一方で、半導体の需給バランスの変動や地政学的リスク、金融市場の動向など、外部環境の変化が及ぼす影響は非常に大きく、また、足元では各国における関税措置の動向等への懸念も高まっており、依然として先行きに不透明感を色濃く残す状況にあります。

このような状況の下、当社グループは、経営統合による両社それぞれの強みの融合により、個社の成長限界を打破し、バリューチェーン全体への価値向上の実現に向けて取り組んでまいりました。しかしながら、統合初年度となる当連結会計年度においては、当初の想定以上に業績が苦戦、その中で、量・質両面でお客様接点が不足しているとの当社固有の課題が浮き彫りとなり、この経営課題に対して試行錯誤を重ねることで、今後の成長に向けた戦略の方向性が明確になりました。

以上を踏まえ、統合２年目となる2025年度以降においては、お客様接点の絶対量の拡大とニーズを把握する仕組みの強化に向けた「生産性の向上」、両社の強みに基づく絞り込まれた取り組みによる「統合シナジーの創出」、競争優位性のあるノウハウの確立・強化による「独自性の創出」を徹底的に推進し、お客様接点の拡大に注力してまいります。これら取り組みを加速させ、具体的成果の実現につなげるべく、早ければ、2026年４月にリョーサンと菱洋エレクトロの事業子会社２社を統合することも視野に入れてまいります。

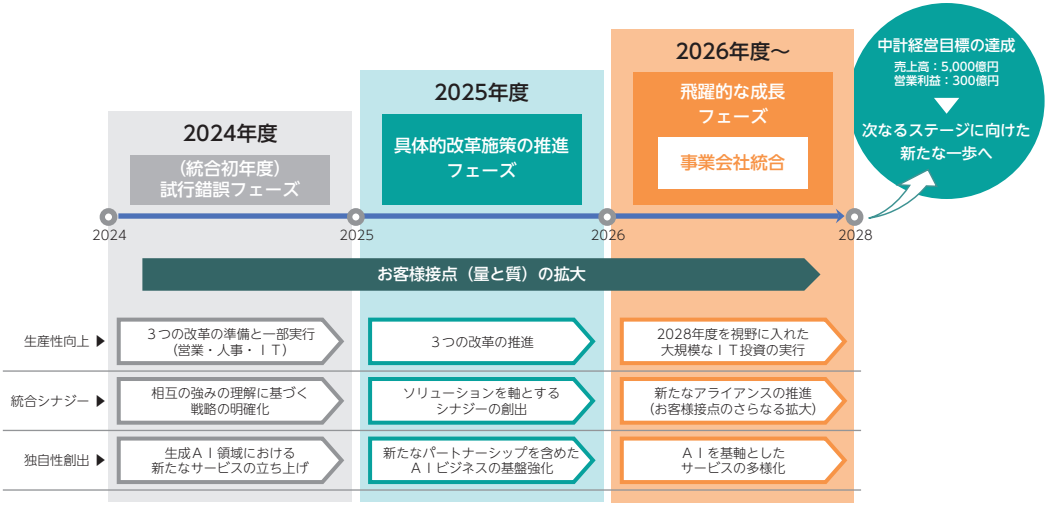

(3) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(4) 資金調達の状況

当社グループは、金融機関からの借入金及びコマーシャル・ペーパーの発行により資金調達を行いました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

売上高

(単位：百万円)

経常利益

(単位：百万円)

親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)

１株当たり当期純利益

(単位：円)

総資産/純資産

■：総資産　■：純資産　(単位：百万円)

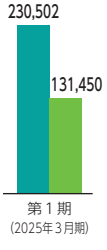

１株当たり純資産額

(単位：円)

	第１期 (当連結会計年度) (2025年３月期)
売上高 (百万円)	359,811
経常利益 (百万円)	7,133
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	9,387
１株当たり当期純利益 (円)	234円38銭
総資産 (百万円)	230,502
純資産 (百万円)	131,450
１株当たり純資産額 (円)	3,280円12銭

(注) 設立初年度のため、当連結会計年度のみを記載しております。

（10）主要な事業内容 （2025年３月31日現在）

当社グループは、エレクトロニクス商社として、半導体・電子部品の仕入及び販売等を行う「デバイス事業」、ＩＴ製品の仕入及び販売並びにこれらに付随するソリューションの提供等を行う「ソリューション事業」を展開しています。それぞれの事業における主な取扱商材は次のとおりです。

事　業	主要取扱製品	
デバイス事業	(半導体)	プロセッサ、メモリー、パワーデバイス、アナログ・ミックスドシグナル 等
	(電子部品)	受動部品、電源関連部品、接続部品、センサーデバイス、表示デバイス 等
ソリューション事業	(ＩＴ製品)	サーバー、パソコン、ネットワーク機器、出力機器、組込機器、特定用途システム 等
	(ソリューション)	各種ソフトウェア、ＩＴサービス・サポート、ＩＴコンサルティング 等

（11）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社リョーサン	17,690百万円	100%	デバイス ソリューション
菱洋エレクトロ株式会社	13,672百万円	100%	デバイス ソリューション
HONG KONG RYOSAN LIMITED	5,000千香港ドル	100%	デバイス ソリューション
EDAL ELECTRONICS COMPANY LIMITED	54,000千香港ドル	100%	デバイス
ZHONG LING INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO., LTD.	27,964千人民元	100%	デバイス ソリューション
RYOTAI CORPORATION	80,000千台湾ドル	100%	デバイス ソリューション
SINGAPORE RYOSAN PRIVATE LIMITED	1,460千シンガポールドル	100%	デバイス ソリューション
RYOSAN IPC (MALAYSIA) SDN. BHD.	1,000千マレーシアリンギット	100%	デバイス ソリューション
RYOSAN (THAILAND) CO., LTD.	12,000千タイバーツ	100%	デバイス ソリューション
RYOSAN INDIA PRIVATE LIMITED	47,000千インドルピー	100%	デバイス
KOREA RYOSAN CORPORATION	1,000百万ウォン	100%	デバイス ソリューション
RYOSAN TECHNOLOGIES USA INC.	300千米ドル	100%	デバイス ソリューション
RYOSAN EUROPE GMBH	1,000千ユーロ	100%	デバイス
リョーヨーセミコン株式会社	100百万円	100%	デバイス ソリューション
株式会社スタイルズ	30百万円	100%	ソリューション
RYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE., LTD.	8,000千シンガポールドル	100%	デバイス ソリューション
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED	30,300千香港ドル	100%	デバイス ソリューション
菱洋電子（上海）有限公司	58,301千人民元	100%	デバイス ソリューション
RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD.	140,000千インドルピー	100%	デバイス ソリューション
RYOYO ELECTRO (MALAYSIA) SDN. BHD.	1,000千マレーシアリンギット	100%	デバイス ソリューション
RYOYO ELECTRO (THAILAND) CO., LTD.	140,000千タイバーツ	100%	デバイス ソリューション
台湾菱洋電子股份有限公司	45,000千台湾ドル	100%	デバイス ソリューション

（注）出資比率は間接保有を含んでおります。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	株式の帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社リョーサン	東京都千代田区東神田二丁目３番５号	96,799百万円	142,404百万円
菱洋エレクトロ株式会社	東京都中央区築地一丁目12番22号	31,497百万円	

(12) 主要な事業所 (2025年３月31日現在)

① 当社

リョーサン菱洋ホールディングス株式会社	本　社	東京都中央区築地一丁目12番22号

② 子会社

株式会社リョーサン	本　社	東京都千代田区東神田二丁目３番５号
	支　店	東北・水戸・高崎・西多摩・湘南・静岡・名古屋第一・名古屋第二・京都・大阪・神戸・姫路・福岡
菱洋エレクトロ株式会社	本　社	東京都中央区築地一丁目12番22号
	支　店	仙台、松本、大宮、八王子、横浜、名古屋、大阪
	営業所	京都、福岡
HONG KONG RYOSAN LIMITED	本　社	中華人民共和国
EDAL ELECTRONICS COMPANY LIMITED	本　社	中華人民共和国
ZHONG LING INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO., LTD.	本　社	中華人民共和国
RYOTAI CORPORATION	本　社	中華民国
SINGAPORE RYOSAN PRIVATE LIMITED	本　社	シンガポール共和国
RYOSAN IPC (MALAYSIA) SDN. BHD.	本　社	マレーシア
RYOSAN (THAILAND) CO., LTD.	本　社	タイ王国
RYOSAN INDIA PRIVATE LIMITED	本　社	インド共和国
KOREA RYOSAN CORPORATION	本　社	大韓民国
RYOSAN TECHNOLOGIES USA INC.	本　社	アメリカ合衆国
RYOSAN EUROPE GMBH	本　社	ドイツ連邦共和国
リョーヨーセミコン株式会社	本　社	東京都中央区築地一丁目12番22号
株式会社スタイルズ	本　社	東京都千代田区神田小川町一丁目２番地
RYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE., LTD.	本　社	シンガポール共和国
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED	本　社	中華人民共和国
菱洋電子（上海）有限公司	本　社	中華人民共和国
RYOYO ELECTRO INDIA PVT. LTD.	本　社	インド共和国
RYOYO ELECTRO (MALAYSIA) SDN. BHD.	本　社	マレーシア
RYOYO ELECTRO (THAILAND) CO., LTD.	本　社	タイ王国
台湾菱洋電子股份有限公司	本　社	中華民国

(13) 使用人の状況 (2025年３月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

部門	従業員数	前連結会計年度末比
デバイス事業	878名	－
ソリューション事業	457名	－
全社（共通）	314名	－
合 計	1,649名	－

(注) 1．従業員数は就業人員数(当社グループからの出向者を除き、当社グループへの出向者を含む)であります。
2．全社（共通）として記載している従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3．当社は設立第１期であるため、前連結会計年度末比は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
60名	－	47.4歳	18.5年

(注) 1．従業員数は就業人員数であり、その大部分が子会社から当社への出向者であります。
2．平均勤続年数は、子会社の勤続年数を通算しております。
3．当社は設立第１期であるため、前期末比は記載しておりません。

(14) 主要な借入先の状況 (2025年３月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	16,701百万円
株式会社三菱UFJ銀行	15,342百万円
その他	3,571百万円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　150,000,000株

② 発行済株式の総数　54,000,000株

③ 株主数　61,924名

④ 上位10名の株主

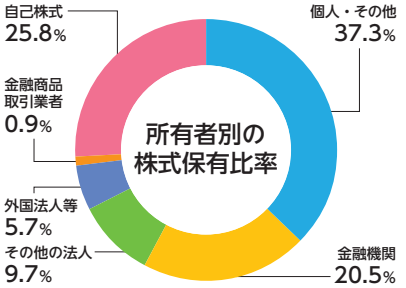

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,710	11.76
エス・エッチ・シー有限会社	2,118	5.29
日本生命保険相互会社	1,382	3.45
住友生命保険相互会社	1,237	3.09
株式会社三井住友銀行	987	2.47
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	885	2.21
株式会社三菱UFJ銀行	827	2.07
マリアート株式会社	531	1.33
株式会社シープ商会	523	1.31
山嶋由子	429	1.07

(注) 1. 当社は、自己株式を13,933,851株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 上記大株主のうち、信託銀行2行の持株数は全て信託業務に係る株式であります。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	21,800株	5名
社外取締役（監査等委員を除く）	－	－
取締役（監査等委員）	－	－

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「2 会社の現況（3）会社役員の状況③ 当事業年度に係る取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

名称	リョーサン菱洋ホールディングス株式会社 第1回 新株予約権
新株予約権の総数	300個 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の割当ての対象者及びその人数	当社取締役 2名 （うち社外取締役 － ）
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 30,000株
新株予約権の払込金額 （発行価額）	新株予約権1個当たり95,400円 （1株当たり954円）（注1）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	（注2）
新株予約権を行使することができる期間	2024年4月1日から 2059年1月31日まで
新株予約権の行使の条件	（注3）

（注）1. 割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額とが相殺される。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
3. ① 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2025年３月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	中　村　守　孝	企画本部長 菱洋エレクトロ株式会社　代表取締役　社長執行役員
代表取締役副社長執行役員	稲　葉　和　彦	企画本部　副本部長 株式会社リョーサン　代表取締役　社長執行役員
取締役　常務執行役員	遠　藤　俊　哉	株式会社リョーサン　取締役　常務執行役員
取締役　常務執行役員	大　橋　充　幸	菱洋エレクトロ株式会社　取締役　常務執行役員
取締役　常務執行役員	髙　橋　則　彦	管理本部長　兼　監査部管掌 株式会社リョーサン　取締役　常務執行役員
社　外　取　締　役	髙　田　信　哉	取締役会議長
社　外　取　締　役	川　辺　春　義	株式会社サイバーリンクス顧問
社　外　取　締　役	白　石　真　澄	関西大学名誉教授 イーサポートリンク株式会社社外監査役 株式会社ミクニ社外取締役
取締役（常勤監査等委員）	脇　　清	
社外取締役（監査等委員）	小　川　真　人	一般社団法人日英協会監事 ＡＣＥコンサルティング株式会社代表取締役 ＮＰＯ法人シンクキッズ監事
社外取締役（監査等委員）	大　井　素　美	大井公認会計士事務所公認会計士 日本ロジスティクスファンド投資法人監督役員
社外取締役（監査等委員）	福　田　佐知子	千葉市民協同法律事務所弁護士・公認会計士 習志野市代表監査委員 王子ホールディングス株式会社社外取締役

指名報酬委員会：髙田信哉（委員長）、川辺春義、小川真人、大井素美、中村守孝、稲葉和彦

(注) 1. 取締役のうち、髙田信哉氏、川辺春義氏、白石真澄氏、小川真人氏、大井素美氏及び福田佐知子氏は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
委員長　脇清氏、委員　小川真人、大井素美、福田佐知子の各氏。
なお、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高めるため、脇清氏を常勤の監査等委員に選定しております。

3. 取締役（監査等委員）小川真人氏、大井素美氏及び福田佐知子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 取締役（監査等委員）の福田佐知子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当社と各社外取締役の重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

6. 当社は、取締役髙田信哉氏、川辺春義氏及び白石真澄氏、並びに取締役（監査等委員）小川真人氏、大井素美氏及び福田佐知子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社役員等としての業務の遂行に起因して、損害賠償請求がなされることによって会社役員等が被る経済的損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、背信行為や犯罪行為に起因する損害、意図的に違法行為を行った対象者自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該保険契約の被保険者は当社及び会社法に基づくその子会社の取締役、監査役及び執行役員等であります。

なお、全ての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約は毎年４月１日に更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

③ 当事業年度に係る取締役の報酬等

取締役の報酬等

イ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の審議・決定機関

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、委員の過半数を独立社外取締役とする指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けた上で取締役会にて決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の設立日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役の報酬等の総額は、2024年４月１日に制定した当社定款附則において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬等について年額900百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まず、このうち社外取締役分は年額100百万円以内とする。）、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権について年額200百万円以内、監査等委員である取締役に対する報酬等について年額200百万円以内と定めております。

当社の設立日時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、８名（うち社外取締役３名）、監査等委員である取締役の員数は、４名（うち社外取締役３名）であります。

ハ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の構成と決定方法

(1) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、当社経営理念を実現し当社経営方針に従って、業績の向上を果たすことのできる優秀な人材を確保し、当該人材の中長期的な当社の企業価値向上に対する役割を果たす意欲を引き出す対価として相応しい報酬体系とし、執行役員を兼務する社内取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬（金銭）及び株式報酬（譲渡制限付株式）とし、執行役員を兼務しない社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、基本報酬のみとしま

す。その上で、個別報酬は当該報酬体系に基づきそれぞれの職務内容、責任に応じたものとしております。

(2) 基本報酬の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬は、取締役としての在任中に金銭により支払われる月例の固定報酬としております。基本報酬の金額は、執行役員を兼務する社内取締役については、毎年一定の時期に、役位ごとの報酬テーブルを基に、当社の前年の業績、当社への貢献度合い等を踏まえて定めるものとし、執行役員を兼務しない社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、毎年一定の時期に、当社の業績、他社の水準、社会情勢等を総合的に勘案し定めております。

(3) 業績連動報酬（金銭）に係る業績指標の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

執行役員を兼務する社内取締役に対し、対象事業年度の連結営業利益、所管事業会社の営業利益及び連結純利益、個人別の定性評価の各指標を職責に応じて設定した目標値の達成度合い、及び顕著な定性的行動成果に応じて定める額を、毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に、業績連動報酬（金銭）として支給しております。各指標を採用した理由は、会社の業績、戦略及び株主価値向上を実現するため適当な指標と判断したためであります。

(4) 非金銭報酬等の内容、その額又は算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

執行役員を兼務する社内取締役に対し、当社の事業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式（執行役員を兼務する社内取締役との間で締結した譲渡制限付株式割当契約に基づき割り当てた当社の普通株式であり、その交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、同契約に定める譲渡制限が付されたもの）を、その在任中、毎年一定の時期に付与しております。付与する株式の個数は、役位ごとの報酬テーブル等を基に定めております。

(5) 報酬テーブルに関する方針

報酬テーブルは、指名報酬委員会において制定するものとし、外部専門機関の客観的な報酬調査データによる日本の株式市場に上場する企業群の報酬額を参考情報として、当社の業績、当社の企業規模、社会情勢等を総合的に勘案し、相対比較を行った上で、基本方針に基づき、適宜、見直しを図っております。

(6) 基本報酬の額、業績連動報酬（金銭）の額及び株式報酬（譲渡制限付株式）の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

執行役員を兼務する社内取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、他社の動向等を踏まえて定めております。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬を55％、業績連動報酬（金銭）を25％、株式報酬（譲渡制限付株式）を20％としております。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定の方法に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、委員の過半数を独立社外取締役とする指名報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の授権を受けた代表取締役社長執行役員中村守孝氏が決定しております。当該権限が適切に行使されるよう、過半数が社外取締役で構成される指名報酬委員会で決定方針への適合性を含め審議する等の措置を講じ、客観性を確保しております。

ニ. 監査等委員である取締役の報酬等について

監査等委員である取締役の報酬については、固定報酬（基本報酬）のみで構成し、監査等委員会での協議により決定しております。

ホ. 取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等（金銭）	非金銭報酬等（株式報酬）	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	273 (33)	190 (33)	47 (－)	36 (－)	8 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	50 (28)	50 (28)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合　計 （うち社外役員）	324 (62)	241 (62)	47 (－)	36 (－)	12 (6)

（注）　取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社と各社外取締役の重要な兼職先との間には、特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 髙　田　信　哉	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに議長として出席いたしました。 経営企画・戦略分野を歴任しながら経営に携わった豊富な経験に基づいた多角的な視点で意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員長として、取締役及び執行役員の指名、報酬等に関わる重要な役割を果たしました。
取締役 川　辺　春　義	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。 ＩＴサービス業界における起業家及び経営者としての豊富な経験や幅広い知見に基づいた多角的な視点で意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、取締役及び執行役員の指名、報酬等に関わる重要な役割を果たしました。
取締役 白　石　真　澄	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席いたしました。 民間企業、教職、公職を通じた豊富な経験に基づいた多角的な視点で意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。
取締役（監査等委員） 小　川　真　人	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。 公認会計士並びにコンサルタントとしての豊富な経験及び幅広い知見に基づいた多角的な視点で意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、取締役及び執行役員の指名、報酬等に関わる重要な役割を果たしました。
取締役（監査等委員） 大　井　素　美	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、指名報酬委員会の委員として、取締役及び執行役員の指名、報酬等に関わる重要な役割を果たしました。
取締役（監査等委員） 福　田　佐知子	当事業年度に開催された取締役会14回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。 公認会計士並びに弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役髙田信哉氏、川辺春義氏及び白石真澄氏、並びに社外取締役（監査等委員）小川真人氏、大井素美氏及び福田佐知子氏は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る報酬等の額	30
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	171

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社において当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社子会社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、監査受託のための調査業務についての対価を支払っております。

④ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項及び第３項の同意を行っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するための体制」の整備の基本方針は次のとおりであります。

① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役等（当社子会社の取締役に相当する者を含む。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社グループの取締役・使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための基準として行動規範を制定しております。その徹底を図るため、CSR部が当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括しております。
・内部統制システムの整備が重要な経営課題であると認識し「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「決裁規程」を定め、適正な組織経営の確保を図っております。
・取締役は定期的に開催される取締役会によって相互に業務執行状況を監視しております。
・監査部は各部門の業務の妥当性と効率性を適時チェックするとともに、CSR部と連携してコンプライアンスの状況を監査しております。これらの活動は定期的に代表取締役社長執行役員及び取締役会並びに監査等委員会に適切に直接報告されます。
・法令上疑義のある行為について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンスホットラインを設置しております。
・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等に対しては毅然とした態度で臨み、警察や専門の弁護士とも緊密に連携をとり、一切の関係を遮断しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存及び管理しております。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・環境、災害及び情報セキュリティに関するリスクについては、防災対策規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、当該リスクを適切に管理しております。
・グループの営業上のリスクについては、子会社管理規程及び子会社の営業管理関係規程に従って適切に管理しております。
・上記リスク等につき緊急事態が発生した場合には、危機管理マニュアル及び災害対策規程等に従い危機管理体制にて適切に対応いたします。

④ 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は法令・定款に定められた事項、経営に関する重要事項の決定（子会社に関する重要事項を含む。）に際し、十分な議論の上で的確かつ迅速な意思決定を行うことができるよう取締役の人数を適正な規模とすることでその機能を高めております。
・経営の意思決定・監督機関としての取締役会とその意思決定に基づく業務執行機能を分離し、代表取締役社長執行役員、代表取締役副社長執行役員及び執行役員による機動的な業務執行を可能とする体制としております。
・取締役及び執行役員の指名、報酬の客観性を高めるため、過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置し、審議結果を取締役会に答申しております。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・子会社管理規程を定め、子会社に対し財務状況その他の重要事項について当社への定期的な報告を義務付けるとともに、当社企業集団相互の円滑な連携と健全な事業の発展を図っております。
・金融商品取引法の定めに従い財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規程」を定め、内部統制システムを整備し、その有効性を定期的に評価しております。
・内部統制管理責任者は当社グループ各社の業務を所管する部門と連携して、内部統制の状況を把握し必要に応じて改善等を指導しております。
・監査部は当社グループ各社に対し定期的に内部監査を実施し、法令並びに規程の遵守状況を監査するとともに必要な指導を行っております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会を補助する使用人を配置しております。
・監査等委員会を補助する使用人は、監査等委員会の指揮命令に従い業務を遂行し、当該業務の遂行について取締役の指揮命令を受けません。
・前号の使用人は監査等委員会からの指示があった際には他の業務に優先して当該指示に係る業務を行います。

⑦ 当社の取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

・当社の取締役・使用人及び子会社の取締役・監査役・使用人は監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事項、経営の重要事項、内部監査状況、コンプライアンスホットラインによる通報状況及びその内容、監査等委員会から報告及び資料の提出を求められた事項をすみやかに報告しております。

⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・行動規範及び内部通報規程において、いかなる場合においても、監査等委員会に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることはないことを定めております。

⑨ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員がその職務の執行に係る諸費用については、監査の実行性を担保するべく、必要な予算を計上しております。
・監査等委員がその職務の執行について費用の前払等を請求したときは、当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められるものを除き、その前払等の請求に従い処理するものといたします。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・各自専門性を持った監査等委員を配することにより実効的な監査が行われることを確保しております。
・監査等委員は、定期に監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。
・監査等委員は、監査等委員会において、監査の実施状況及び結果等について報告を行い、必要な協議を行うとともに、会計監査人から会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み

・取締役会では、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役が相互に業務執行状況を監視しております。

② 監査等委員の監査が実効的に行われることに関する取り組み

・監査等委員会では、取締役会の議案の審議をはじめ、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について幅広く意見交換などを行い、その結果は取締役会などで適宜意見表明されております。
・取締役会を含めた重要な会議への出席や、決裁済決裁書等の重要な書類の閲覧、代表取締役社長執行役員、会計監査人、内部監査部門との定期的な意見交換会を実施することにより、監査の実効性の向上を図っております。

③ 業務の適正の確保に関する取り組み

・内部監査部門である監査部は、期初に策定した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、実施の都度、代表取締役社長執行役員及び取締役会並びに監査等委員へ監査結果の報告を行っております。
・法律上疑義のある行為について当社グループの使用人が直接情報提供を行う手段としてのコンプライアンスホットラインの通報窓口に、経営から独立した社外の通報窓口（社外の弁護士）を設置しております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への還元について、「中長期的な株価の維持・向上」と「安定的な配当」を通じて実施することを基本方針としており、配当につきましては、財政状態や配当性向、配当利回り等を総合的に勘案した上で決定いたします。

なお、当社の剰余金の配当は、中間及び期末の年２回の実施を基本的な方針としており、これら剰余金の配当等の決定機関は、中間及び期末配当ともに取締役会で決議できる旨を定款に定めておりますが、当期の期末配当につきましては、株主総会を決定機関としております。

本方針に基づき、当期の配当は、期末配当金を１株につき70円、中間配当金と合わせた年間配当金を１株につき140円とし、また、次期の配当につきましても、年間配当金を１株につき140円（中間配当金、期末配当金はそれぞれ１株につき70円）とさせていただく予定です。

（注）本事業報告中の記載金額は、各表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**190,415**
現金及び預金	30,037
受取手形及び売掛金	94,462
商品及び製品	51,900
仕掛品	374
未収入金	11,209
その他	2,567
貸倒引当金	△136
固定資産	**39,995**
有形固定資産	**11,276**
建物及び構築物	2,995
土地	7,133
リース資産	707
その他	440
無形固定資産	**15,945**
のれん	3,371
顧客関連資産	9,305
その他	3,268
投資その他の資産	**12,773**
投資有価証券	7,986
繰延税金資産	642
退職給付に係る資産	1,938
その他	3,485
貸倒引当金	△1,280
繰延資産	**92**
創立費	92
資産合計	**230,502**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**87,242**
買掛金	45,508
短期借入金	30,714
1年内返済予定の長期借入金	1,200
コマーシャル・ペーパー	1,998
リース債務	224
未払法人税等	2,515
賞与引当金	637
その他	4,442
固定負債	**11,809**
長期借入金	3,699
リース債務	561
繰延税金負債	6,202
退職給付に係る負債	1,096
その他	249
負債合計	**99,052**
(純資産の部)	
株主資本	**127,690**
資本金	15,000
資本剰余金	121,878
利益剰余金	40,604
自己株式	△49,792
その他の包括利益累計額	**3,730**
その他有価証券評価差額金	1,347
繰延ヘッジ損益	△2
為替換算調整勘定	2,578
退職給付に係る調整累計額	△192
新株予約権	**28**
純資産合計	**131,450**
負債純資産合計	**230,502**

(注) 記載金額は、各表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	**359,811**
売上原価	**324,875**
売上総利益	**34,935**
販売費及び一般管理費	**26,393**
営業利益	**8,542**
営業外収益	**1,205**
受取利息	637
受取配当金	235
持分法による投資利益	25
受取賃貸料	58
その他	249
営業外費用	**2,614**
支払利息	1,689
為替差損	136
貸倒引当金繰入額	591
その他	196
経常利益	**7,133**
特別利益	**6,163**
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	3,799
段階取得に係る差益	2,363
特別損失	**236**
固定資産売却損	8
減損損失	75
投資有価証券売却損	9
投資有価証券評価損	5
持分変動損失	9
経営統合関連費用	127
税金等調整前当期純利益	**13,060**
法人税、住民税及び事業税	3,675
法人税等調整額	△3
当期純利益	**9,387**
親会社株主に帰属する当期純利益	**9,387**

(注) 記載金額は、各表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年４月１日から2025年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年４月１日残高	13,672	13,336	36,296	△17,020	46,284
会計方針の変更による累積的影響額			△285		△285
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,672	13,336	36,010	△17,020	45,998
連結会計年度中の変動額					
株式移転による変動	1,328	130,692		△53,446	78,573
剰余金の配当		△1,685	△4,825		△6,511
親会社株主に帰属する当期純利益			9,387		9,387
自己株式の取得				△9	△9
自己株式の消却		△20,518		20,518	−
自己株式の処分（譲渡制限付株式報酬）		△39		165	125
連結子会社が保有する親会社株式の親会社による取得		94			94
持分法の適用範囲の変動			32		32
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	1,328	108,542	4,594	△32,771	81,692
2025年３月31日残高	15,000	121,878	40,604	△49,792	127,690

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額		
2024年４月１日残高	4,013	0	2,972	△49	28	53,250
会計方針の変更による累積的影響額						△285
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,013	0	2,972	△49	28	52,964
連結会計年度中の変動額						
株式移転による変動						78,573
剰余金の配当						△6,511
親会社株主に帰属する当期純利益						9,387
自己株式の取得						△9
自己株式の消却						−
自己株式の処分（譲渡制限付株式報酬）						125
連結子会社が保有する親会社株式の親会社による取得						94
持分法の適用範囲の変動						32
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△2,666	△2	△393	△142		△3,206
連結会計年度中の変動額合計	△2,666	△2	△393	△142	−	78,486
2025年３月31日残高	1,347	△2	2,578	△192	28	131,450

(注) 記載金額は、各表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

計算書類

貸借対照表（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**13,807**
現金及び預金	6,753
短期貸付金	6,797
未収入金	185
その他	71
固定資産	**128,505**
有形固定資産	**59**
建物	37
工具、器具及び備品	21
無形固定資産	**38**
ソフトウェア	11
その他	27
投資その他の資産	**128,407**
関係会社株式	128,297
差入保証金	36
繰延税金資産	74
繰延資産	**92**
創立費	92
資産合計	**142,404**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**19,309**
短期借入金	15,671
一年内返済予定の長期借入金	1,200
コマーシャル・ペーパー	1,998
未払法人税等	167
賞与引当金	30
その他	241
固定負債	**3,699**
長期借入金	3,699
負債合計	**23,009**
（純資産の部）	
株主資本	**119,366**
資本金	**15,000**
資本剰余金	**150,721**
資本準備金	5,000
その他資本剰余金	145,721
利益剰余金	**3,128**
その他利益剰余金	**3,128**
繰越利益剰余金	3,128
自己株式	**△49,483**
新株予約権	**28**
純資産合計	**119,394**
負債純資産合計	**142,404**

（注）記載金額は、各表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

損益計算書（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	**7,183**
関係会社受取配当金	6,018
経営管理料	1,165
営業費用	**1,189**
営業利益	**5,993**
営業外収益	**68**
受取利息	68
その他	0
営業外費用	**161**
支払利息	134
創立費償却	23
その他	3
経常利益	**5,900**
特別損失	**3**
経営統合関連費用	3
税引前当期純利益	**5,897**
法人税、住民税及び事業税	38
法人税等調整額	△74
当期純利益	**5,933**

（注）記載金額は、各表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年４月１日から2025年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
2024年４月１日残高	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額						
株式移転による変動	15,000	5,000	166,288			186,288
剰余金の配当				△2,804		△2,804
当期純利益				5,933		5,933
自己株式の取得					△9,839	△9,839
自己株式の消却			△20,518		20,518	－
自己株式の処分（譲渡制限付株式報酬）			△39		165	125
現物配当による増減					△60,327	△60,327
新株予約権の割当			△8			△8
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	15,000	5,000	145,721	3,128	△49,483	119,366
2025年３月31日残高	15,000	5,000	145,721	3,128	△49,483	119,366

	新株予約権	純資産合計
2024年４月１日残高	－	－
事業年度中の変動額		
株式移転による変動		186,288
剰余金の配当		△2,804
当期純利益		5,933
自己株式の取得		△9,839
自己株式の消却		－
自己株式の処分（譲渡制限付株式報酬）		125
現物配当による増減		△60,327
新株予約権の割当	28	19
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		－
事業年度中の変動額合計	28	119,394
2025年３月31日残高	28	119,394

(注) 記載金額は、各表示単位未満の端数を切り捨て表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月23日

リョーサン菱洋ホールディングス株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　出　　啓　二

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　柏　村　　卓　世

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、リョーサン菱洋ホールディングス株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リョーサン菱洋ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月23日

リョーサン菱洋ホールディングス株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　出　　啓　二

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柏　村　　卓　世

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、リョーサン菱洋ホールディングス株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第１期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①　監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月27日

リョーサン菱洋ホールディングス株式会社
監査等委員会

常勤監査等委員　脇　　清
監査等委員　小　川　真　人
監査等委員　大　井　素　美
監査等委員　福　田　佐知子

（注）監査等委員小川真人、大井素美及び福田佐知子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

（ご参考）主なトピックス

リョーサンと菱洋エレクトロ主催でロボティクス×AIのイベントを実施

2025年２月20日（木）、リョーサンと菱洋エレクトロの共同主催により、「ロボットシミュレーションの重要性と最新事例、協働ロボットの活用」をテーマにした講演およびデモ展示会を開催。約60名のお客様にご来場いただき、大盛況のイベントになりました。展示ブースでは、菱洋エレクトロが展開するAIサービスと、リョーサンが提供するロボットソリューションを紹介しました。今後もリョーサンと菱洋エレクトロの強みを活かし、お客様のニーズに応えるソリューションを提案してまいります。

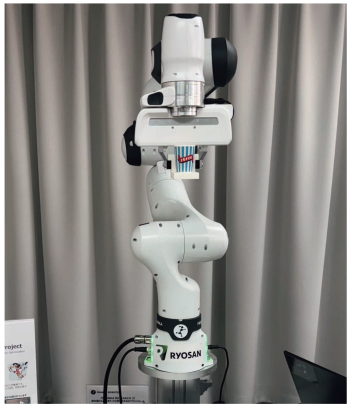

視覚障がい者をめぐる課題解決のための活動を支援する「ビジョン・コンソーシアム」に参画しました。

「ビジョン・コンソーシアム」は、毎日新聞社を中心に、視覚障がい者と晴眼者を隔てている社会の在り方を、よりインクルーシブな社会に変えていく趣旨に共感した企業や団体、メディアを会員とするコンソーシアムです。当社グループは、サステナビリティの基本方針として、社会にとっての安心・最適を創り出す企業を目指し、お客様のみならず各ステークホルダーと、「貢献・協働・賞賛」に基づくコミュニケーションを活発に行い、サプライチェーン全体でサステナブルな未来を築いていくことを掲げています。今後とも、本コンソーシアムがゴールに見据える「多様性を認め合えるインクルーシブな社会」の実現を目指して活動を進めてまいります。

VISION CONSORTIUM

株主優待制度のご案内

当社グループへの投資魅力を高める取り組みを通じて
ご理解を深めていただき、一層のご支援を賜ることを目的に、
株主優待制度を導入いたしました。

制度の概要

❶ 対象となる株主様

毎年３月31日時点の株主名簿に記載又は記録され、当社株式を100株以上保有されている株主様を対象といたします。（年１回）

❷ 株主優待の内容

対象となる株主様の保有株式数に応じて、和菓子、洋菓子、肉、惣菜等の食品を中心としたギフト商品から１点をお選びいただき、贈呈いたします。

保有株式数	優待商品
100株以上500株未満	カタログギフト 2,000円相当
500株以上1,000株未満	カタログギフト 4,000円相当
1,000株以上	カタログギフト 6,000円相当

❸ 贈呈時期

毎年３月31日時点の株主名簿に記載又は記録され、当社株式を100株以上保有されている株主様を対象とし、同年６月下旬ごろに株主優待に関するご案内をお送りする予定です。

定時株主総会会場ご案内図

会場

時事通信ホール（時事通信ビル2階）

東京都中央区銀座五丁目15番8号　TEL（03）3546－6606

交通

❶	東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線	「東銀座」駅下車	6番出口より徒歩約1分
❷	都営地下鉄大江戸線	「築地市場」駅下車	A３出口より徒歩約6分
❸	東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線	「銀座」駅下車	A５出口より徒歩約7分
❹	ＪＲ山手線・京浜東北線	「有楽町」駅下車	中央口より徒歩約13分

※お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

FSC www.fsc.org ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

電子提供措置の開始日2025年６月３日

第１回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

連　結　注　記　表
個　別　注　記　表

（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

リョーサン菱洋ホールディングス株式会社

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

当社は共同株式移転の方法により、2024年４月１日付で株式会社リョーサン及び菱洋エレクトロ株式会社の共同持株会社として設立されました。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数　　25社

当社の設立に伴い、株式会社リョーサン及び菱洋エレクトロ株式会社が完全子会社となったことから、両社及びその連結子会社について、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

連結子会社の名称
株式会社リョーサン
菱洋エレクトロ株式会社
HONG KONG RYOSAN LIMITED
EDAL ELECTRONICS COMPANY LIMITED
ED-POWER TECHNOLOGY COMPANY LIMITED
EDAL RYOSAN ELECTRONICS (SHENZHEN) COMPANY LIMITED
ZHONG LING INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO.,LTD.
RYOTAI CORPORATION
SINGAPORE RYOSAN PRIVATE LIMITED
RYOSAN IPC (MALAYSIA) SDN. BHD.
RYOSAN (THAILAND) CO.,LTD.
RYOSAN INDIA PRIVATE LIMITED
KOREA RYOSAN CORPORATION
RYOSAN TECHNOLOGIES USA INC.
RYOSAN EUROPE GMBH
株式会社サクシス
リョーヨーセミコン株式会社
株式会社スタイルズ
RYOYO ELECTRO SINGAPORE PTE.,LTD.
RYOYO ELECTRO HONG KONG LIMITED
菱洋電子（上海）有限公司
RYOYO ELECTRO INDIA PVT.LTD.
RYOYO ELECTRO (MALAYSIA) SDN.BHD.
RYOYO ELECTRO (THAILAND) CO., LTD.
台湾菱洋電子股份有限公司

② 連結の範囲の変更

2024年10月１日付で当社の連結子会社であったDALIAN F.T.Z RYOSAN INTERNATIONAL TRADING CO., LTD.は、同じく連結子会社であるZHONG LING INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO., LTD.に吸収合併され消滅しており、連結の範囲から除外しております。

③ 非連結子会社の名称

RYOYO ELECTRO USA, INC.
RYOYO SERVICE (THAILAND) CO., LTD.
RYOYO ELECTRO EUROPE GMBH

④ 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益、利益剰余金等のいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称等

株式会社プリケン
四川芯世紀科技有限責任公司
当連結会計年度において青島三源泰科電子科技有限公司は持分比率が減少したため、持分法適用の範囲から除外しております。

② 非連結子会社について持分法を適用しない理由

非連結子会社については、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の株式会社スタイルズの決算日は５月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、２月28日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎とし、連結決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
また、連結子会社のZHONG LING INTERNATIONAL TRADING (SHANGHAI) CO.,LTD.、EDAL RYOSAN ELECTRONICS (SHENZHEN) COMPANY LIMITED及び菱洋電子（上海）有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

（イ）関係会社株式	移動平均法による原価法
（ロ）その他有価証券	
a．市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
b．市場価格のない株式等	移動平均法による原価法 なお、投資事業組合等への出資持分については、直近の決算日の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法を採用しております。

ロ．デリバティブ　時価法

ハ．棚卸資産

商品及び製品並びに仕掛品	主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

ただし、国内連結子会社については、1998年４月１日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	８年～50年
その他	３年～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づいております。

また、顧客関連資産は、その効果の及ぶ期間（15年）に基づいております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 繰延資産の処理方法

創立費については、５年間の均等償却を行っております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分を計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、半導体・電子部品を販売するデバイス事業及びＩＴ製品等を販売するソリューション事業を行う専門商社として国内外の電子機器メーカー等の得意先に対し、商品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す義務を負っております。両事業ともに当該履行義務は、商品又は製品を顧客に引き渡した時点において顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しております。

取引価格の算定については、原則として顧客との契約において約束された対価によって算定しておりますが、ソリューション事業における一部の取引で、顧客に支払われる対価の一部を売上高から直接減額しております。

また、代理人として行われる取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に支払う額を控除した純額で取引価格を算定しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね１年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ．未認識数理計算上の差異の計上方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑦ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額のうち、当社持分は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑧ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約のうち振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を行っております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建債権・債務及び外貨建予定取引

ハ．ヘッジ方針

外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジするため、社内規程に基づき、原則としてその取引成約高（予定取引を含む）の範囲内で為替予約取引を行うことのほか、顧客からの受注時又は仕入先への発注時に、その取引毎に決済日を基準として個別に為替予約取引を行うことにより、将来の為替変動リスクをヘッジしております。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法

外貨建ての受注金額、発注金額又は金銭債権債務に同一通貨建てによる同一金額で同一期日の為替予約を振り当てる方法により、為替予約締結後の外国為替相場の変動による対応関係が確保されている為替予約取引については、有効性の評価を省略しております。

⑨ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

2．会計方針の変更

(1)「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(2) 経営統合に伴うグループ内の会計処理の統一

当社は当連結会計年度が第１期となりますが、「企業結合に関する会計基準」において取得企業となる菱洋エレクトロ株式会社及びその子会社は従来採用していた会計処理方法を変更しているため、これらの会社が新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当期首の利益剰余金に加減しております。この結果、利益剰余金の期首残高は285百万円減少しております。

主な内容は以下の通りであります。

(収益認識基準)

従来、商品及び製品の販売については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しておりましたが、グループ内の会計処理の統一を図る観点から、当連結会計年度の期首より、商品及び製品を顧客に引き渡した時点で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当該子会社等が従来採用していた会計処理方法と比べ、当連結会計年度の売上高は2,752百万円、売上原価は2,445百万円それぞれ増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は306百万円増加しております。また、１株当たり純資産は29銭減少、１株当たり当期純利益は５円34銭増加しております。

3．会計上の見積りに関する注記

商品及び製品の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (百万円)
商品及び製品	51,900

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループが保有する商品及び製品は、市場の需給の影響を受け市場価格が低下する場合や、顧客の生産中止などにより販売し切れなくなる場合等があり、当該収益性の低下を商品及び製品の評価に反映させるため、評価基準として原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

当該評価基準の適用に当たっては、保有目的及び一定期間における販売実績の有無等に基づいて行う在庫評価と、個別に将来の販売可能性に基づいて行う在庫評価により見積りを行っております。

販売可能性については、市場動向、顧客への直近の販売実績や受注動向、今後の生産計画や受注見込み等の需要予測を勘案し、見積っておりますが、顧客の所要数量が急激に下落する等、見積りの前提と実績が乖離した場合には、廃棄や評価の見直しが必要となります。

4．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

11,276百万円

5．連結損益計算書に関する注記

期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、売上原価に棚卸評価損の戻入額が169百万円含まれております。

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	59,777	－	5,777	54,000

（注）発行済株式の総数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少分であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	19,750	3	5,819	13,933

（注）1. 自己株式の数の増加は、株式併合に伴う端数株式の買取り及び単元未満株式の買取りによる増加分であります。
2. 自己株式の数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却及び譲渡制限付株式報酬の支給による減少分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

当社は、共同株式移転の方法により、2024年４月１日付で株式会社リョーサンと菱洋エレクトロ株式会社の共同持株会社として設立されたため、配当金の支払額は以下の子会社の株主総会及び当社取締役会において決議された金額を記載しております。

イ．2024年５月13日開催の株式会社リョーサン定時株主総会決議による配当に関する事項
- 配当金の総額　2,109百万円
- １株当たり配当金額　90円
- 基準日　2024年３月31日
- 効力発生日　2024年５月31日

ロ．2024年５月13日開催の菱洋エレクトロ株式会社定時株主総会決議による配当に関する事項
- 配当金の総額　2,021百万円
- １株当たり配当金額　100円
- 基準日　2024年３月31日
- 効力発生日　2024年５月31日

ハ．2024年11月８日開催の取締役会決議による配当に関する事項
- 配当金の総額　2,804百万円
- １株当たり配当金額　70円
- 基準日　2024年９月30日
- 効力発生日　2024年11月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年６月26日開催予定の第１回定時株主総会において次のとおり付議いたします。
なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。
- 配当金の総額　2,804百万円
- １株当たり配当金額　70円
- 基準日　2025年３月31日
- 効力発生日　2025年６月27日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回　新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式数	30,000株
新株予約権の個数	300個
新株予約権の残高	28,620,000円

7．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入及びコマーシャル・ペーパーの発行により調達しております。また、資金運用については安全性の高い金融資産で運用することを基本としております。デリバティブは、外貨建取引に係る将来の為替変動リスクを回避するための為替予約取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、顧客の信用状況を定期的に把握しております。また、外貨建営業債権は、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主に外貨建営業債務とネットしたポジションについて先物為替予約及び外貨建銀行借入を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に投資信託、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握した時価を取締役会に報告しております。

長期性預金は、満期日において元本金額が全額支払われる安全性が高い金融商品でありますが、デリバティブ内包型預金で当該契約は金利の変動リスクを内包しておりますため、定期的に時価を把握する体制をとっております。

営業債務である買掛金、未払法人税等の支払期日は１年以内であります。また、外貨建営業債務は、為替変動リスクに晒されておりますが、主に外貨建営業債権とネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

借入金の使途は主に運転資金及び上記の為替変動リスクを回避するため、コマーシャル・ペーパーの使途は買掛金の支払に充てるためであります。担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新すると共に、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

営業債務、未払法人税等については、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループが保有する現預金で十分カバーできるものと判断しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注) １を参照ください)。また、「現金」は注記を省略しており、「預金」「受取手形及び売掛金」「未収入金」「買掛金」「未払法人税等」「短期借入金」「コマーシャル・ペーパー」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 投資有価証券（＊1）			
その他有価証券	7,239	7,239	－
(2) 長期預金（＊2）	300	197	△102
(3) 長期借入金（＊3）	4,899	4,899	－
(4) デリバティブ取引（＊4）	59	59	－

（＊1）投資有価証券について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。
（＊2）長期預金は連結貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。
（＊3）1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。
（＊4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

（注）1. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	343
関連会社株式	168
関連会社出資金	41
投資事業有限責任組合への出資	193
合　計	746

上記市場価格のない株式等につきましては、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

（注）2. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	１年以内（百万円）	１年超５年以内（百万円）	５年超10年以内（百万円）	10年超（百万円）
長期預金	－	－	－	300
合　計	－	－	－	300

（注）3. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	１年以内（百万円）	１年超２年以内（百万円）	２年超３年以内（百万円）	３年超４年以内（百万円）	４年超５年以内（百万円）	５年超（百万円）
短期借入金	30,714	－	－	－	－	－
長期借入金	1,200	1,200	1,200	1,200	99	－
合　計	31,914	1,200	1,200	1,200	99	－

1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合は、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	6,676	－	－	6,676
投資信託	563	－	－	563
デリバティブ取引				
通貨関連	－	74	－	74
資産計	7,239	74	－	7,314
デリバティブ取引				
通貨関連	－	15	－	15
負債計	－	15	－	15

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期預金	－	197	－	197
資産計	－	197	－	197
長期借入金	－	4,899	－	4,899
負債計	－	4,899	－	4,899

１年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期預金

長期預金はデリバティブ内包型預金であり、時価は金利等の観察可能なインプットを用いて取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

8．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		
	デバイス事業	ソリューション事業	合計
半導体	173,868	8,611	182,479
電子部品	85,704	－	85,704
ＩＴ製品	－	80,764	80,764
ソリューション	－	10,862	10,862
顧客との契約から生じる収益	259,573	100,238	359,811
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	259,573	100,238	359,811

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4)会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

契約負債は、デバイス事業及びソリューション事業における顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度における当社グループにおける契約負債の期末残高は下記のとおりであります。なお、連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、97百万円です。

	当連結会計年度（百万円）	
	期首残高	期末残高
契約負債	167	931

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度（百万円）
１年以内	378
１年超２年以内	52
２年超３年以内	38
３年超	66
合　計	535

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	3,280円12銭
(2) １株当たり当期純利益	234円38銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 企業結合等関係に関する注記

当社は2024年４月１日に菱洋エレクトロ株式会社（以下、「菱洋エレクトロ」という。）と株式会社リョーサン（以下、「リョーサン」という。）の共同株式移転により設立されました。株式移転の会計処理では、菱洋エレクトロを取得企業、リョーサンを被取得企業とする企業結合に関する会計基準に定めるパーチェス法を適用しております。

１．企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称　リョーサン

事業の内容　半導体・デバイス分野、ＩＣＴ・ソリューション分野において、各種製品の販売及びこれらに付随するサービスの提供

(2) 企業結合を行った主な理由

両社はエレクトロニクス分野における商社として事業を展開しておりますが、エレクトロニクス商社業界を取り巻く環境は、社会全体でのＩｏＴ化やＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）が加速する中、新たなテクノロジーの活用が急速に進むことで大きな環境変化を迎えており、こうした業界の環境変化に伴って、エレクトロニクス商社に求められる機能や役割にも変化が生じております。加えて、半導体をはじめとする電子部品メーカーやＩＴ機器メーカーの合従連衡などに伴う商社間の競争が激しさを増す一方、半導体市場の需給バランスの変動や金融市場の動向、資源・材料価格の高騰や地政学リスクといった外的要因が事業環境や業績に及ぼす影響は非常に大きく、エレクトロニクス商社は低い収益性の利益構造であるにも関わらず、外部環境の変化に左右されやすい状況にあります。

両社はこのような認識の下、持続的な企業価値の向上及び全てのステークホルダーへの一層の貢献を果たすためには、強固な経営基盤の確立のみならず、両社各々の強みの融合により個社の成長限界を打破し、バリューチェーン全体への価値向上の追求が必要であるとの認識で一致し、共同持株会社の設立による本経営統合について最終的な合意に至りました。

(3) 企業結合日

2024年４月１日

(4) 企業結合の法的形式

株式移転による共同持株会社の設立

(5) 結合後企業の名称

リョーサン菱洋ホールディングス株式会社

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

企業結合に関する会計基準上の取得決定要素に基づいております。

２．連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2024年４月１日から2025年３月31日

3．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合直前に保有していた被取得企業の普通株式の企業結合日における時価	24,628百万円
取得の対価	企業結合日に交付した共同持株会社の普通株式	106,127百万円
取得原価		130,756百万円

4．株式の種類別の移転比率及びその算定方法並びに交付株式数

(1) 株式の種類別の移転比率

①菱洋エレクトロの普通株式１株に対し、共同持株会社の普通株式１株

②リョーサンの普通株式１株に対し、共同持株会社の普通株式1.32株

(2) 算定方法

菱洋エレクトロは大和証券株式会社を、リョーサンは三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を、第三者機関としてそれぞれ選定しております。

これらの第三者算定機関による算定・分析結果を踏まえて、両社間で慎重に交渉・協議を重ねた結果、株式移転比率を決定し、合意いたしました。

(3) 交付株式数

普通株式　59,777,678株

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等　440百万円

5．被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益　2,363百万円

6．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

3,377百万円

なお、第１四半期連結会計期間末、中間連結会計期間末及び第３四半期連結会計期間末において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度末に取得原価の配分が確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、のれんの金額は6,917百万円減少しております。

(2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

7．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	185,841百万円
固定資産	29,117百万円
資産合計	214,959百万円
流動負債	80,675百万円
固定負債	6,905百万円
負債合計	87,580百万円

8．のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその種類別の償却期間

種類	金額	償却期間
顧客関連資産	9,970百万円	15年

個別注記表

1．重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式　　移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物については定額法、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	3年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

創立費については、5年間の均等償却を行っております。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの受取配当金及び経営管理料であります。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。経営管理料については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、一定の期間にわたり当社の履行義務が充足されることから、契約期間にわたり当該業務の提供に応じて収益を認識しております。

2．会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。 なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3．会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (百万円)
関係会社株式	128,297

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では市場価格のない関係会社株式について取得原価をもって貸借対照表価額とし、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、各関係会社の事業計画の達成状況及び今後の事業計画に基づき、回収可能性があると判断される場合を除き、相当の減額を行うこととしております。

当事業年度においては、実質価額の著しい低下は認められなかったことから、関係会社株式評価損の計上は行っておりませんが、将来の不確実な経済状況の変動等により、翌事業年度以降の関係会社株式の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

8百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	7,031百万円
短期金銭債務	6,198百万円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	7,183百万円
営業取引以外の取引高	91百万円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	－	19,753	5,819	13,933

(注) 1. 自己株式の数の増加は、現物配当、取締役会決議に基づく株式の買取り、株式併合に伴う端数株式の買取り及び単元未満株式の買取りによる増加分であります。

2. 自己株式の数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却及び譲渡制限付株式報酬の支給による減少分であります。

7．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	40百万円
未払賞与	17百万円
株式報酬	12百万円
その他	3百万円
繰延税金資産合計	74百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△31.2%
住民税等均等割額	0.1%
役員賞与	0.2%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.6%

8．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社リョーサン	17,690百万円	デバイスソリューション	所有直接100%	3名	経営管理資金の取引（CMS）	配当金の受取	400	－	－
							現物配当の受取	1,440	－	－
							経営管理料の受取（注2）	582	未収入金	92
							CMSによる資金取引（注3）	－	短期借入金	6,171
							出向人件費の支払（注4）	125	未払金	10
							債務被保証（注6）	14,399	－	－
子会社	菱洋エレクトロ株式会社	13,672百万円	デバイスソリューション	所有直接100%	2名	経営管理資金の取引（CMS）	配当金の受取	3,300	－	－
							現物配当の受取	877	－	－
							経営管理料の受取（注2）	582	未収入金	92
							CMSによる資金取引（注3）	－	短期貸付金	6,797
							出向人件費の支払（注4）	172	未払金	15
							自己株式の取得（注5）	9,830	－	－
							債務被保証（注6）	14,399	－	－

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。
2. 経営管理料については、業務の内容を勘案し、協議の上、決定しております。
3. グループ内の資金を一元管理するCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による資金取引については、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載を省略し、期末残高のみを表示しております。なお、金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 出向元の給与を基準に双方協議の上、決定しております。
5. 2024年９月27日開催の取締役会決議に基づき、当社株式3,751,952株を保有する子会社である菱洋エレクトロ株式会社から取得しており、取引価格は2024年９月27日の終値によるものです。
6. 金融機関からの借入に対して債務保証を受けたものであり、保証料は支払っておりません。

9．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「1.重要な会計方針　(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

10. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	2,979円23銭
(2) １株当たり当期純利益	148円13銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。